

民有林補助治山事業実施要領の制定について

昭和48年11月27日 48林野治第2235号
最終改正 平成28年4月1日 27林整治第2641号
林野庁長官より都道府県知事あて

民有林補助治山事業実施要領を別紙のとおり制定したので、その取扱いにあたっては遺憾のないようにされたい。

民有林補助治山事業実施要領

第1 趣旨

森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の15第4項第4号に規定する治山事業であって、都道府県又は都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの（以下「治山事業」という。）の取扱いは、別に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

第2 治山事業の事業区分

治山事業は、次の事業区分により実施するものとする。

1 治山事業

(1) 治山等激甚災害対策特別緊急事業

ア 治山激甚災害対策特別緊急事業

激甚な災害が発生した地区において、再度災害を防止するために一定の計画に基づき緊急かつ集中的に行う復旧整備であって、当該災害発生年の災害関連緊急治山事業（災害関連緊急治山等事業実施要領（昭和62年5月20日付け林野治第1674号林野庁長官通知）第2の1に規定する事業をいう。以下同じ。）に引き続き次年度以降おおむね2年度において実施するものに係る保安施設事業（法第41条第3項に規定する保安施設事業をいう。以下同じ。）

イ 火山治山激甚災害対策特別緊急事業

火山活動による激甚な災害が発生した地区において、再度災害を防止するために一定の計画に基づき緊急かつ集中的に行う復旧整備であって、当該災害発生年の災害関連緊急治山事業に引き続き次年度以降おおむね5年度において実施するものに係る保安施設事業

ウ 地すべり激甚災害対策特別緊急事業

激甚な災害が発生した地区において、再度災害を防止するために一定の計画に基づき緊急かつ集中的に行う復旧整備であって、当該災害発生年の災害関連緊急地すべり防止事業（災害関連緊急治山等事業実施要領第2の2に規定する事業をいう。）に引き続き次年度以降おおむね2年度において実施するものに係る地すべり防止工事に関する事業

(2) 山地治山総合対策事業

ア 復旧治山事業

水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備に係る保安施設事業（治山施設の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流

木捕捉機能の付加等機能の強化に係るもの、低コスト工法や流域生態系保全に資する新工法等の定着・普及を図り効果的・効率的な治山対策の推進に資するもの又は同一全体計画区域内の治山施設の新設と併せて既存施設を長寿命化（当初の耐用年数期間以降も当該施設が将来にわたって機能を発揮する状態にするための措置をいう。以下同じ。）して継続使用するための施策を実施するものを含む。）

イ 緊急予防治山事業

地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために緊急的に行う荒廃危険山地の崩壊等の予防に係る保安施設事業（治山施設の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流木防止機能の付加等機能の強化に係るもの、同一計画区域内の治山施設の新設と併せて既存施設を長寿命化して継続使用するための施策を実施するものを含む。）

ウ 地すべり防止事業

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が指定した地すべり防止区域（同法第51条第1項第2号に係るものに限る。）内の地すべり防止工事を実施する事業（同一地すべり防止区域内の地すべり防止施設の新設と併せて既存施設を長寿命化して継続使用するための施策を実施するものを含む。）

エ 防災林造成事業

（ア） 防災林造成事業

風倒木、山火事、強風、高潮・津波、風浪、なだれ等による被害の防備のためのなだれ防止林、土砂流出防止林、海岸防災林、防風林の造成、並びにこれと一体的に行う機能の低位な森林の整備に係る保安施設事業（治山施設の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の強化に係るもの並びに海岸防災林の機能強化にあつては津波・高潮等潮害の防備のため防潮堤等既存施設の嵩上げ等を単独で実施するもの及び必要に応じて新工法、手法の定着・普及を図るものを含む。）

（イ） 保安林整備事業

a 保安林緊急改良

既往の治山事業施行地であつて、森林所有者等の責に帰しえない原因のために、現況が著しく悪化した森林の改良整備及び森林病虫害等防除法（昭和25年法第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類による被害により現況が著しく悪化するおそれのある海岸防災林の維持並びに治山事業施行地以外の保安林で、前記の原因のために破壊され、所期の林況に復旧する必要がある森林の改良整備に係る保安施設事業

b 保安林買入

森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林又は同項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれか及び第10号に掲げる目的を併せて達成するための保安林の買入に係る保安施設事業

(3) 水源地域等保安林整備事業

ア 水源地域整備事業

（ア） 水源森林再生対策事業

ダム上流等の水資源の確保上重要な水源地域及び集落の生活用水等の確保上重要な水源地域等において、森林の有する水源涵養機能を高度に発揮させ、水資源の確保、国土の保全、良質な生活用水等の確保と併せ、水産資源の維持・培養、保健休養にも資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を実施するものに係る保安施設事業

(イ) 奥地保安林保全緊急対策事業

奥地水源地域等の荒廃地や荒廃森林において、流域全体にわたる水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮に資するため、従来工法や簡易な工法等による治山施設の整備と針広混交林等への再生のための森林整備を一体的に実施するものに係る保安施設事業

(ウ) 水源の里保全緊急整備事業

山村集落周辺の荒廃地や荒廃森林において、山村集落における安全と安心を緊急に確保しつつ、流域全体にわたる水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮に資するため、地域住民等の参画も得ながら、治山施設の整備と荒廃森林等の整備を一体的に実施するものに係る保安施設事業

イ 保安林整備事業

(ア) 保安林改良事業

a 保安林改良

森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林の改良整備に係る保安施設事業

b 複層林型保安林整備推進

森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林の複層林への誘導・造成に係る保安施設事業

(イ) 保育事業

治山事業施行地の森林又は水源地域（水源地域整備事業の対象地域（事業の実施済み地域及び予定地域を含む。）をいう。）の機能が低位な保安林の保育に係る保安施設事業

(4) 特定流域総合治山対策

ア 山地治山タイプ

水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防であって、周囲の国有林野内で森林管理局長が実施する荒廃山地の復旧整備等と一体的かつ計画的におおむね5年以内で実施するものに係る保安施設事業

イ 防災林造成タイプ

①なだれの危険防止のための森林の造成、②土砂の流出又は崩壊の防備のための森林の造成及びこれと一体的に行う機能の低位な森林の整備、③海岸における飛砂、潮害、風害又は霧害の防備のための森林の造成、④風害又は霧害の防備のための森林の造成、であって、周囲の国有林野内で森林管理局長が実施するなだれの危険防止のための森林の造成等と一体的かつ計画的に実施するものに係る保安施設事業

ウ 水源地域整備タイプ

奥地水源地域等の荒廃地や荒廃森林において、流域全体にわたる水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮に資する整備であって、周囲の国有林

野内で森林管理局長が実施する水源涵養機能^{かん}や土砂流出防止機能等の高度發揮に資する整備等と一体的かつ計画的に実施するものに係る保安施設事業
エ 保安林整備タイプ

森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林及び治山事業施行地の森林の改良整備であって、周囲の国有林野内で森林管理局長が実施する保安林等の森林の改良整備と一体的かつ計画的に実施するものに係る保安施設事業

2 特定保安施設事業

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）第7条第2項第4号ロに掲げる保安施設事業

第3 補助対象事業の範囲

国がその一部を補助する治山事業の範囲の基準については、別に定める。

第4 都道府県における治山事業の実施方針

知事は、森林法第4条第5項に規定する森林整備保全事業計画を踏まえ、この計画期間中における都道府県の実態に即した治山事業の実施方針（以下「実施方針」という。）を作成し、実施方針作成年度の1月31日までに林野庁長官（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長を経由して林野庁長官。以下同じ。）に提出するものとする。

第5 民有林補助治山事業における全体計画

1 知事は、治山事業の箇所別の事業計画（以下「全体計画」という。）を作成し、事業開始初年度の前年度の1月31日までに林野庁長官に提出するものとする。

ただし、特定保安施設事業にあっては、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第19条第1項第2号の特定保安施設事業交付金の交付に関する省令（平成19年農林水産省令第1号）第1条第1項の資料の提出をもって、これに代えることができるものとする。

2 全体計画の作成及び運用については、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

第6 事業の重要度、優先度に応じた事業実施箇所の重点化

事業の重要度、優先度に応じた事業実施箇所の重点化を図るため、知事は、翌年度に治山事業の実施を計画している全ての箇所について、「林野公共事業における事前評価マニュアル（「林野公共事業における事前評価の手法について」（平成14年3月26日付け13林整計第541号林野庁森林整備部計画課長通知）に定められたものをいう。）」第2章「林野公共事業の新規採択時の評価手法の明確化について」に掲げられたチェックリストに基づく評価を行うとともに、その結果を当年度の1月31日までに林野庁長官に提出するものとする。

第7 事業の実施計画

1 治山事業年度計画書の提出等

(1) 年度計画書の提出

ア 知事は、第4の実施方針に基づき、第5の全体計画及び第6の事業実施箇

所の重点化を踏まえ、毎年度、翌年度に実施する治山事業に関する計画書（以下「年度計画書」という。）を作成し、当年度の1月31日までに林野庁長官に提出するものとする。

イ 林野庁長官は、(1)の年度計画書の提出があったときは、当該計画書を審査し、当該年度に関する補助金及び道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第19条第1項第2号の特定保安施設事業交付金（以下「補助金等」という。）の交付額を決定し、これを知事に内示するものとする。

(2) 年度計画書の内容

- ア 治山事業の実施目標
- イ 山地災害危険地区における治山事業の計画等
- ウ 流域別及び事業区分別の事業量
- エ 事業実施箇所別の事業実施計画(特定保安施設事業を除く。)
- オ その他必要な事項

(3) 年度計画書の変更

知事は、年度途中において事業実施箇所を廃止し、又は事業実施箇所を追加する場合には年度計画書を変更するものとし、あらかじめ当該変更につき林野庁長官に協議するものとする。

2 治山等激甚災害対策特別緊急事業計画書の提出等

(1) 知事は、激甚な災害が発生した地区において、第2の1(1)に掲げる治山等激甚災害対策特別緊急事業を実施しようとするときは、治山等激甚災害対策特別緊急事業計画書を作成し、当該災害の発生後60日以内に林野庁長官に提出するものとする。

(2) 林野庁長官は、(1)の治山等激甚災害対策特別緊急事業計画書の提出があったときは、当該事業計画書を審査し、災害発生年度の次年度以降おおむね2年度で実施する当該事業計画額を決定し、これを知事に通知するものとする。

(3) 知事は、(2)の事業計画額の決定通知を受けたときは、速やかに治山等激甚災害対策特別緊急事業実施計画書を作成し、林野庁長官に提出するものとする。

(4) 知事は、(3)の事業実施計画書を変更する場合には、あらかじめ当該変更につき林野庁長官に協議するものとする。

3 設計書の作成等

(1) 設計書の作成

ア 知事は、年度計画書に基づいて補助金等の交付申請をし、又は補助金等の交付申請の変更をしようとするときは、あらかじめ設計書（設計総括書及び箇所別設計書）を作成するものとする。

イ 設計書の作成に当たっては、「治山技術基準」（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（平成12年3月31日付け12林野計138号林野庁長官通知）、「森林整備保全

事業標準歩掛の制定について」(平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知)及び「補助治山事業に伴う損失補償の取扱いについて」(昭和43年1月25日付け43林野治第1号林野庁長官通知)によるものとする。

(2) 設計書の協議

知事は、(1)により設計書を作成する場合には、設計総括書にあっては、そのすべてを、箇所別設計書にあっては、次の各号の1に該当するときは、あらかじめ林野庁長官に協議するものとする(ただし特定保安施設事業に係る箇所別設計書を除く。)

ア 1箇所の設計額が年度計画書の実施予定額に比較して30%以上増減するとき(増減額が150万円以下の場合を除く。)

イ その他必要があるとき

(3) 設計書の変更

知事は、水勢又は地形の変動、その他やむを得ない事由が生じた場合には、設計書の変更を行うことができるものとする。ただし、変更の内容が、次の各号の1に該当するときは、あらかじめ林野庁長官に協議するものとする。

ア 林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官依命通知)第7の重要な変更を必要とするとき、又は同要綱第11に該当する財産を新たに取得しようとするとき(特定保安施設事業にあっては、特定保安施設事業交付金交付要綱(平成19年3月27日付け18林整治第2771号農林水産事務次官依命通知)第8の軽微な変更該当しない変更を必要とするとき、又は同要綱第12に該当する財産を新たに取得しようとするとき。)

イ アの重要な変更又は軽微な変更該当しない変更以外の変更であって、変更の内容が、次の各号の1に該当するとき

(ア) 治山ダム工、護岸工、水制工及び流路工の施行位置の変更又は新設若しくは廃止

(イ) 山腹基礎工(簡易な施設を除く。)の新設又は廃止及び山腹緑化工の施行面積の50%を超える増減(ただし、当初の施行面積が0.1ha以上のものに限る。)

(ウ) 防潮工の断面構造、法線及び高さ(天端及び基礎の標高をいう。)の変更

(エ) 地すべり防止工の抑制工(軽易な施設を除く。)及び抑止工の施行位置の変更又は新設若しくは廃止

(オ) その他必要があるとき

第8 特定流域総合治山対策における流域治山対策

第2の1(4)の特定流域総合治山対策を実施する場合には、民有林及び国有林における治山対策を一体的に実施するための「流域治山計画」を、森林管理局長と調整の上、策定する。なお、策定に当たっては、必要に応じて、森林管理局長が実施する治山流域調査(昭和55年4月1日付け55林野第44号林野庁長官通知)も活用することとする。

第9 治山事業連絡調整会議における調整

知事は、実施方針及び全体計画を作成する際には、「治山事業連絡調整会議の設置について」（平成17年11月4日付け17林整治第886号林野庁長官通知）に基づき森林管理局が開催する治山事業連絡調整会議における調整内容を踏まえて作成するものとする。

第10 維持管理・更新等

- 1 知事は、「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成26年8月19日付け26林整計第292号林野庁長官通知）に留意するとともに、自ら管理する治山施設について策定する個別施設計画を踏まえ、治山施設の維持管理・更新等を計画的に実施するなど、治山事業施行地の適正な機能の確保に努めるものとする。
- 2 知事は、事業実施年度の翌年度の4月30日までに事業区分ごと及び事業実施箇所ごとに事業の内容、施設の点検整備の状況等を記録した治山台帳を作成し、保管するものとする。

第11 様式

治山事業実施方針の提出、年度計画書の提出及びその変更の協議、治山等激甚災害対策特別緊急事業計画書の提出、設計書の提出及びその変更の協議、流域治山計画書の提出並びに治山台帳は、別記様式によるものとする。

第12 その他

- 1 この要領は、昭和49年度事業及び昭和49年度発生災害より適用する。ただし、この要領の施行以後に作成される治山台帳については、この要領によるものとし、「治山事業工事台帳規程」（昭和26年4月20日付け治山課長通達）は適用しないものとする。
- 2 「昭和35年以降発生災害荒廃地復旧事業の取扱いについて」（昭和35年8月30日付け35林野指第6421号）及び「保安林および保安施設地区の森林の被害報告について」（昭和48年1月25日付け47林野治第100号）は、昭和48年12月31日廃止し、「補助治山事業の設計書の取扱いについて」（昭和43年1月29日付け43林野治第58号）は昭和49年3月31日に廃止するものとする。
- 3 「地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令」（平成13年農林水産省訓令第8号）に基づき、沖縄県における保育事業に関しては、第7の1（1）イのうち「林野庁長官は、（1）の年度計画書の提出があったときは、当該計画書を審査し、当該年度に交付する補助金の配布予定額を決定し」とあるのは「沖縄総合事務局長は、（1）の年度計画書の提出があったときは、当該計画書を審査し、財政法（昭和22年法律第34号）第34条の3第1項に規定する支出負担行為の実施計画の一部となる計画に関する書類を林野庁長官に送付する。林野庁長官は、当該年度に交付する補助金の配布額を決定し、沖縄総合事務局長に通知する。沖縄総合事務局長は」と、第7の1（3）、3（2）及び3（3）のうち「林野庁長官に協議」とあるのは、「沖縄総合事務局長に協議し、沖縄総合事務局長は当該協議結果を林野庁長官に送付」と読み替えて適用する。

4 治山事業において植栽、下刈、本数調整伐等の森林整備を実施した場合には、次の仕組みが適切に運用されるよう努めるものとする。

(1) 森林関連情報の整備

「森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について」（平成24年3月30日付け23林整計第339号林野庁長官通知）の2に基づき、森林整備の履歴の情報等について、森林簿等に適切に反映させるため、都道府県及び市町村の林務担当部局間で情報共有を図ること

(2) 林業事業体の成績評定

「森林整備事業に係る林業事業体の成績評定要領例について」（平成24年3月30日付け23林整整第974号林野庁長官通知）に基づき、林業事業体の成績評定を行うこと

- 附則
- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
 - 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。